証券コード　373A
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日　2026年11月４日）

株主各位

東京都渋谷区神宮前三丁目１番30号
株式会社リップス
代表取締役社長　　的　場　隆　光

第19回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://lipps.co.jp/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「リップス」または「コード」に当社証券コード「373A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁の「議決権行使方法についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

１．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時
（受付時間　午前９時30分）

２．場　　所　東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
日本青年館ホテル　８階　カンファレンスルーム　ブルー
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第19期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　取締役７名選任の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時　2026年11月26日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

（1）書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明の場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

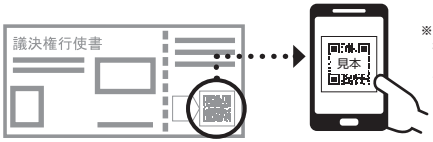
株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（9:00~21:00）

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）。

インターネットによるご行使

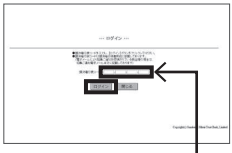
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

パスワード

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　　取締役７名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役５名全員は任期満了となります。つきましては、新たに２名を加え、７名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まと　ば　たか　みつ 的　場　隆　光 （1966年４月３日生）	2000年５月　株式会社リップス（現株式会社リップスヘアー）設立、代表取締役社長 2008年４月　当社設立、代表取締役社長（現任） 2019年６月　株式会社リップススタイル設立、代表取締役社長 2022年１月　株式会社Akeru設立、代表取締役社長（現任）	1,273,000株
	（取締役候補者とした理由） 当社の創業者であり、サロン事業及び商品開発に精通し、当社のブランドにかかわるデザインの創造やコンセプトの決定など経営方針をはじめとした事業活動全般において、重要な役割を果たしていることから取締役候補者といたしました。		
2	なが　しま　みき　たけ 長　島　幹　孟 （1985年４月５日生）	2011年６月　カタセ株式会社 入社 2016年４月　当社 入社 2020年４月　当社商品事業部長 2020年６月　当社取締役商品事業部長 2026年９月　当社取締役商品事業部長兼商品営業部長（現任）	― 株
	（取締役候補者とした理由） 当社の商品事業に長年携わっており、業界知見も豊富で商品開発から営業活動までのプロセス全般にかかわり、当該事業の業容拡大に貢献してきました。引き続き業容拡大に貢献すると判断したことから取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="9">うえ　はら　だい　すけ
上　原　大　輔
(1979年９月11日生)</td><td>2001年８月　同風会法律事務所 入所</td><td rowspan="9">― 株</td></tr>
<tr><td>2007年６月　株式会社ブロード・レジデンシャル・インベストメント（現株式会社BRI）入社</td></tr>
<tr><td>2010年１月　M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 入社</td></tr>
<tr><td>2015年12月　同　取締役企画管理部長</td></tr>
<tr><td>2016年10月　株式会社レコフ 取締役</td></tr>
<tr><td>2016年10月　株式会社レコフデータ 取締役</td></tr>
<tr><td>2021年９月　当社取締役経営管理部長</td></tr>
<tr><td>2026年９月　当社取締役管理部門責任者兼コーポレート部長（現任）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
当社参画後は経営管理部門を統括し、上場準備や経営計画の策定のほか、経営管理部門の体制強化などに寄与し、経営管理部門の業務全般において重要な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の企業価値向上に資すると判断したため取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="7">こ　まつ　とし　ゆき
小　松　俊　之
(1968年９月９日生)</td><td>1995年４月　株式会社資生堂 入社</td><td rowspan="7">― 株</td></tr>
<tr><td>2012年４月　Zotos International Inc. Executive Vice President, Corporate Planning</td></tr>
<tr><td>2018年４月　株式会社資生堂 経営管理部副部長</td></tr>
<tr><td>2019年１月　Shiseido Asia Pacific Pte ltd. Vice President, Finance and Operations</td></tr>
<tr><td>2021年１月　株式会社ピエールファブルジャポン 代表取締役社長</td></tr>
<tr><td>2026年３月　当社社長室長</td></tr>
<tr><td>2026年９月　当社事業部門責任者（現任）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
新任の取締役候補者とした理由は、大手化粧品メーカーにおいて経営企画業務に長年従事し、海外子会社の経営責任者や外資系企業の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験を有していることから、当社の企業価値向上に資すると判断したため取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	こ が ひろ き 古賀弘樹 (1977年8月19日生)	2001年4月　株式会社ノエビア 入社	― 株
		2013年7月　台湾蘭碧兒股份有限公司 社長	
		2017年11月　株式会社ノエビア 執行役員 海外事業部担当	
		2019年11月　株式会社ノエビア 取締役 カウンセリング事業部 統括責任役員	
		2022年11月　株式会社ノエビアHD 経営管理部長	
		2023年9月　株式会社バスクリン 経営管理部長	
		2026年1月　アース製薬株式会社 経営戦略本部部長	
		2026年3月　当社経営管理部長（現任）	
	（取締役候補者とした理由） 新任の取締役候補者とした理由は、大手化粧品メーカーにおいて経営企画・財務分野を中心に長年要職を歴任し、国内外グループ会社の経営管理や事業戦略の策定に携わるなど、豊富な経験と高い専門性を有していることから、当社の企業価値向上に資すると判断したため取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
6	にし ざわ たみ お 西 澤 民 夫 (1943年6月17日生)	1966年4月	中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫	37,500株
		1985年4月	山一證券株式会社入社　同社より山一ユニベン株式会社へ出向	
		1987年11月	山一ユニベン・ロサンゼルス支店長	
		1990年11月	山一ファイナンス・アメリカ・インク 社長	
		1992年6月	山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部 部長	
		1998年2月	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長（現任）	
		2006年4月	株式会社高滝リンクス倶楽部 代表取締役	
		2006年11月	M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 取締役（現任）	
		2009年8月	ラオックス株式会社（現ラオックスホールディングス株式会社）監査役	
		2014年2月	独立行政法人科学技術振興機構（現国立研究開発法人科学技術振興機構）スタートアップ出資・支援室推進プログラムオフィサー（現任）	
		2019年8月	株式会社アールエスシー 代表取締役	
		2021年5月	株式会社Yamatoさわかみ事業承継機構（現株式会社事業承継機構）監査役（現任）	
		2021年8月	特定非営利活動法人子どもへの学習支援基金 代表理事（現任）	
		2021年11月	当社取締役（現任）	
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） これまでに多くの企業に携わり、上場会社の役員も歴任し、経営全般に幅広い専門的知見を有していることから、当社の経営上の判断、成長フェーズにおける方針決定などへの具体的な意見具申を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	ふじ　た　あき　ひさ 藤　田　明　久 (1965年11月17日生)	1991年４月　株式会社電通 入社 1996年７月　株式会社サイバー・コミュニケーションズ（現株式会社CARTA COMMUNICATIONS）取締役 2000年６月　株式会社ディーツーコミュニケーションズ（現株式会社D2C）代表取締役社長 2010年６月　株式会社電通デジタル・ホールディングス（現株式会社電通イノベーションパートナーズ）取締役専務執行役員 2014年６月　株式会社ぐるなび 代表取締役副社長 2017年６月　株式会社ぱど（現株式会社中広メディアソリューションズ）取締役副社長 2018年６月　株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 代表取締役社長 2022年６月　インフォコム株式会社 社外取締役 2022年６月　株式会社ミクシィ（現株式会社MIXI）社外取締役（現任） 2023年５月　サインポスト株式会社 社外取締役（現任） 2024年９月　当社取締役（現任） 2025年12月　株式会社イルグルム 社外取締役(現任)	― 株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 様々な企業において代表取締役社長を含めた経営経験が豊富であり、当社の経営方針の決定などへの具体的な意見具申を期待し、社外取締役候補者といたしました。また同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年２ヶ月となります。		

(注) 1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．小松俊之氏及び古賀弘樹氏は新任の取締役候補者であります。
3．西澤民夫氏及び藤田明久氏は社外取締役候補者であります。
4．当社は、取締役候補者西澤民夫氏及び藤田明久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員をする予定であります。
5．当社は、西澤民夫氏及び藤田明久氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しておりま

す。
7．的場隆光氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社が所有する株式数も含めて記載しております。

以　上

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で先行きについては、米国の通商政策の動向や中東情勢をはじめとする地政学的リスク、物価上昇の継続による消費者マインドの低下など、景気の下振れ要因も存在しており依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下で当社におきましては、ヘアワックスシリーズを中心とした小売店への配荷拡大が一巡したことに加え、Amazonを中心とするECチャネルにおいて前期に大きく売上を伸ばした「スタイリストシャンプー＆トリートメント」の販売が落ち着いたものの、主力ワックス商品の堅調な販売や新商品の投入等により商品売上は着実に増加いたしました。一方、シェアサロンの普及やフリーランスの増加に伴う人材流動化の影響によりロイヤリティ収入は減少いたしました。

この結果、当事業年度における当社の売上高は4,666,835千円（前年同期比5.8%増）となりました。利益面につきましては、広告宣伝費の積極的な投下や売上の増加に伴う運送費の増加に加え、優秀な人材確保・育成に向けた人件費の増加等により販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は676,874千円（前年同期比28.7%減）、経常利益は684,545千円（前年同期比27.2%減）、当期純利益は496,435千円（前年同期比23.9%減）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりとなります。

（商品事業）

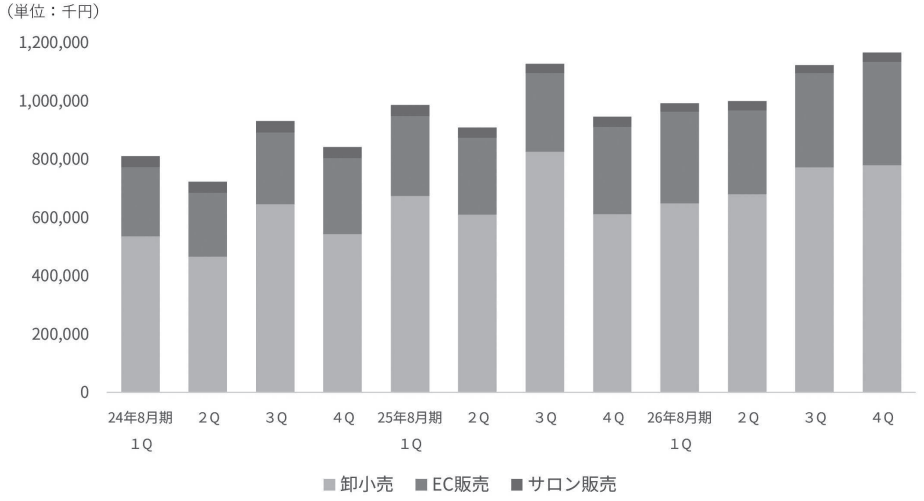
商品事業においては、スタイリング領域及びヘアケア領域における新商品の投入やIPコラボレーション企画の実施に加え、スキンケア・メイクアップ領域では既存シリーズの全面リニューアルによる売れ筋商品への集中を図るなど、商品ラインナップの拡充と収益性の向上に取り組みました。

販売面では、主力商品であるワックスを中心としたスタイリング剤の配荷店舗数が約18,300店舗に拡大したほか、インストアシェアも前期実績を上回るなど、販売基盤の強化が進みました。また、「スタイリストシャンプー＆トリートメント」についても、サロン発ブランドとしての強みを活かした小売店舗への販路拡大に取り組んだ結果、取扱店舗数は約12,000店舗に拡大いたしました。

EC販売チャネルにおいては、2025年９月にYahoo!ショッピング内にLIPPS公式ショップを新たに開設し当該チャネルの強化を推進いたしました。

このほか、インフルエンサーなどを起用したプロモーション施策の強化にも取り組み、新商品及び既存商品の販売拡大とブランド認知の向上を図りました。

なお、2024年８月期以降の四半期ごとの商品売上の販売チャネル別推移は次のとおりであります。



この結果、当事業年度における商品事業のセグメント売上高は4,283,846千円（前年同期比7.9％増）、セグメント利益は548,607千円（前年同期比30.2％減）となりました。

（サロンフランチャイズ事業）

サロンフランチャイズ事業においては、シェアサロンの普及やフリーランスの増加に伴い、ヘアサロン業界全体で人材の流動化が進むなか、安定的な人材確保と育成がこれまで以上に重要となっております。こうした環境を踏まえ、当社ではスタイリストの早期デビュー及び即戦力化を目的としたアカデミー機能（教育・研修）の拡充と、集客力の強化に注力しております。アカデミー機能の拡充においては、技術習得の効率化と教育の質の向上を図るべく、カット技法のオンライン動画学習教材を新たに開発し、フランチャイズ店舗の従業員を中心に提供しております。

この結果、当事業年度におけるサロンフランチャイズ事業のセグメント売上高は382,988千円（前年同期比13.1％減）、セグメント利益は128,267千円

（前年同期比21.5％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は10,729千円であり、その主なものは、製品製造用金型の取得等によるものです。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、事業セグメントに資産を配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 商品事業の課題

当社の売上高は商品事業への依存度が高く、持続的な成長を実現するためには商品ポートフォリオの拡充が重要な課題であると認識しております。当社は、メンズコスメ市場においてスタイリング剤を含むヘアケア商品で高い認知度と競争力を有しておりますが、その他のカテゴリーについては成長余地が大きい状況にあります。今後は、商品開発及びマーケティング領域における人材育成を通じて顧客ニーズの把握力や商品開発力を強化し、既存カテゴリーの深掘りに加え、新たな商品カテゴリーの開拓を推進してまいります。また、「LIPPS」ブランドの認知度や顧客基盤、これまで構築してきた販売チャネルを活用し、メンズビューティーブランドとしての事業領域の拡大を図ることで、中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

② サロンフランチャイズ事業の課題

当社が展開するサロンフランチャイズ事業においては、シェアサロンの普及やフリーランス美容師の増加等により、美容師人材の流動化が進展しております。このような状況下において、加盟サロンにおける人材の確保・定着及び育成は重要な課題となっております。

当社はフランチャイザーとして、加盟サロンに対する採用支援や教育支援、経営助言等を実施するとともに、美容学生の採用強化やオンボーディングプログラムの整備による人材定着支援に取り組んでおります。今後も美容師のキャリア志向や働き方の変化を踏まえながら、フランチャイズモデルの競争力向上と持続的な事業基盤の構築に取り組んでまいります。

③ 人材の確保・育成及び組織基盤の強化

当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するためには、専門性を有する人材

の確保・育成ならびに組織基盤の強化が重要であると認識しております。一方で、事業成長に必要な人材の採用・育成が計画通りに進まない場合や、重要な知識・ノウハウの承継が十分に行われない場合には、事業運営の効率低下や競争力の低下を招き、中長期的な成長に影響を及ぼす可能性があります。

このような課題に対応するため、当社は業務フローの標準化やマニュアル整備による組織知の蓄積を進めるとともに、ITツールや生成AIの活用による生産性向上に取り組んでおります。また、従業員エンゲージメントの向上を目的としたインナーブランディング施策、福利厚生制度及びインセンティブ制度の整備を通じ、人材の定着及び組織活性化を図っております。なお、これらの人的資本投資及び組織基盤強化に係る施策は短期的には費用増加要因となる可能性がありますが、中長期的な競争優位性の確立及び持続的な企業価値向上に不可欠な投資と位置づけ、持続的に推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分		第16期 (2023年8月期)	第17期 (2024年8月期)	第18期 (2025年8月期)	第19期 (当事業年度) (2026年8月期)
売上高	(千円)	3,106,810	3,760,918	4,409,577	4,666,835
経常利益	(千円)	770,355	719,441	940,739	684,545
当期純利益	(千円)	539,093	423,712	652,302	496,435
1株当たり当期純利益	(円)	215.64	169.48	260.01	192.53
総資産	(千円)	2,982,738	3,252,877	4,073,825	4,557,302
純資産	(千円)	2,399,718	2,823,430	3,617,693	4,115,403
1株当たり純資産額	(円)	959.08	1,128.56	1,418.70	1,590.49

(注) 当社は2025年3月15日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
商品事業	ヘアケア商品を中心とした男性用化粧品の企画・販売事業
サロンフランチャイズ事業	メンズヘアサロン「LIPPS hair」のフランチャイズ事業

(7) 主要な営業所及び使用人の状況（2026年８月31日現在）

①主要な営業所

名称	所在地
本　社	東京都渋谷区神宮前三丁目１番30号

②使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	14名増	34.7歳	2.4年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト、パートタイマー）を含んでおりません。

2．株式に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　10,000,000 株

(2) 発行済株式の総数　　2,587,500 株

(3) 株主数　　1,691 名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社Akeru	1,050,000	40.58
的場　隆光	223,000	8.62
楽天証券株式会社共有口	93,700	3.62
阪田　和弘	90,500	3.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	87,700	3.39
渡辺　渚	76,700	2.96
花光　雅丸	64,200	2.48
三菱UFJeスマート証券株式会社	58,800	2.27
株式会社SBI証券	53,704	2.08
渡辺　健太	50,600	1.96

(5) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により発行済株式の総数が37,500株増加しております。

3．新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2022年３月16日	2023年３月30日
新株予約権の数		4,040個	2,230個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 101,000株 （新株予約権１個につき25株） （注） 1	普通株式 55,750株 （新株予約権１個につき25株） （注） 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 838円 （１株当たり 34円）（注） 1	新株予約権１個当たり 40,000円 （１株当たり 1,600円）（注） 1
新株予約権の行使期間		自2024年３月31日 至2032年３月16日	自2025年３月30日 至2033年３月29日
新株予約権の主な行使条件		（注） 2	（注） 2
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 75,000株 保有者数 ２名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 ２名
	社外取締役	―	―
	監査役	―	―

名称		第４回新株予約権
発行決議日		2024年３月29日
新株予約権の数		2,250個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 56,250株 （新株予約権１個につき25株） （注） 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 37,500円 （１株当たり 1,500円）（注） 1
新株予約権の行使期間		自2026年３月30日 至2034年３月29日
新株予約権の主な行使条件		（注） 2
役員の保有状況	取締役	―
	社外取締役	―
	監査役	―

（注） 1．2025年３月15日付で行った普通株式１株を25株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2．第１回新株予約権、第３回新株予約権及び第４回新株予約権の行使の主な条件は下記のとお

りであります。
①新株予約権発行時において当社取締役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、かつ当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
③その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	的場　隆光	株式会社Akeru 代表取締役社長
取締役	長島幹孟	商品営業部長
取締役	上原大輔	―
取締役	西澤民夫	日本エスアンドティー株式会社 代表取締役社長 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 取締役 国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ出資・支援室推進 プログラムオフィサー 株式会社事業承継機構 監査役 特定非営利活動法人子どもへの学習支援基金 代表理事
取締役	藤田明久	株式会社MIXI 社外取締役 サインポスト株式会社 社外取締役 株式会社イルグルム 社外取締役
監査役	本橋唯志	―
監査役	飯野泰子 (戸籍上の氏名は 梅田泰子)	飯野法律事務所 代表 昭光通商株式会社 社外監査役 第一東京弁護士会 副会長 日本弁護士連合会 常務理事
監査役	三浦　太	M'sGAパートナーズ事務所 代表 株式会社魚金 社外取締役 株式会社MetaMoJi 社外取締役 日本公認会計士協会東京会 副会長 日本公認会計士協会 理事 株式会社セラク 社外取締役 ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 株式会社エラン 社外取締役(監査等委員) 東京富士大学大学院 客員教授

（注）１．取締役西澤民夫氏及び藤田明久氏は社外取締役であります。
２．監査役本橋唯志氏、飯野泰子氏及び三浦太氏は社外監査役であります。
３．当社は、取締役西澤民夫氏、藤田明久氏、監査役本橋唯志氏、飯野泰子氏及び三浦太氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役本橋唯志氏は事業会社における豊富な監査経験を有しており、会計及び内部統制全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役飯野泰子氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する専門的な知見を有しております。
６．監査役三浦太氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有

しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役西澤民夫氏、藤田明久氏ならびに、社外監査役本橋唯志氏、飯野泰子氏、三浦太氏との間に当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該保険料については取締役会決議に基づき全額会社負担としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外役員を過半の構成員とする任意の報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申に基づいて、役位、職責、当社の業績や規模、他社の報酬水準等を総合的に考慮のうえ、取締役会で決議しております。

また、当事業年度における取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとしており、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等は支給しておりません。ただし、業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを強化する目的で翌事業年度から業績連動報酬の導入を決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年６月15日開催の第13回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締

役の員数は３名となります。

また監査役の金銭報酬の額は、2024年８月28日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（同日に決議された2024年９月１日就任予定の者を含む。）となります。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	対象となる役員の員数（人）	報酬等の種類別の額（千円）			報酬等の総額（千円）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く。）	4	70,500	—	—	70,500
社外取締役	2	8,200	—	—	8,200
社外監査役	3	14,074	—	—	14,074
計	9	92,774	—	—	92,774

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
２．上記取締役の役員数は、2025年９月30日をもって辞任した取締役１名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	西　澤　民　夫	・日本エスアンドティー株式会社 代表取締役社長 ・M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 取締役 ・国立研究開発法人科学技術振興機構スタートアップ出資・支援室推進 プログラムオフィサー ・株式会社事業承継機構 監査役 ・特定非営利活動法人子どもへの学習支援基金 代表理事	日本エスアンドティー株式会社をはじめ他の会社等の役員等を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。
社外取締役	藤　田　明　久	・株式会社MIXI 社外取締役 ・サインポスト株式会社 社外取締役 ・株式会社イルグルム 社外取締役	株式会社MIXIをはじめ他の会社の役員を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。
社外監査役	飯　野　泰　子	・飯野法律事務所 代表 ・昭光通商株式会社 社外監査役 ・第一東京弁護士会 副会長 ・日本弁護士連合会 常務理事	飯野法律事務所をはじめ他の会社等の役員等を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。
社外監査役	三　浦　　太	・M'sGAパートナーズ事務所 代表 ・株式会社魚金 社外取締役 ・株式会社MetaMoJi 社外取締役 ・日本公認会計士協会東京会 副会長 ・日本公認会計士協会 理事 ・株式会社セラク 社外取締役 ・ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 ・株式会社エラン 社外取締役(監査等委員) ・東京富士大学大学院 客員教授	M'sGAパートナーズ事務所をはじめ他の会社等の役員等を兼務しておりますが、これらの会社等との間で開示すべき取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況等
社外取締役　西　澤　民　夫	当事業年度開催の取締役会には15回中14回に出席し、多くの企業に携わり、上場会社の役員も歴任した豊富な経験と経営全般にわたる幅広い専門的知見を有し、当社の経営上の判断や成長フェーズにおける方針決定に際し、具体的な助言・提言を行っており、当社の取締役会における意思決定の妥当性を確保するための重要な役割・責務を果たしております。
社外取締役　藤　田　明　久	当事業年度開催の取締役会には15回中全てに出席し、様々な企業において代表取締役社長を含む豊富な経営経験を有し、当社の経営方針の決定や重要な業務執行に関し、具体的な助言・提言を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に充分な役割・責務を果たしております。
社外監査役　本　橋　唯　志	当事業年度開催の取締役会には15回の全てに出席及び監査役会には14回の全てに出席し、大手化粧品会社でグループ企業の監査役などを歴任した豊富な経験を有し、取締役会及び社内の重要な会議体において、事業運営全般にわたる監督の観点から適宜質問を行うとともに、具体的な助言・提言を行っており、当社の監督機能の強化に重要な役割・責務を果たしております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を通じて、業務執行に対する監査機能を果たしております。
社外監査役　飯　野　泰　子	当事業年度開催の取締役会には15回の全てに出席及び監査役会には14回の全てに出席し、弁護士としての高度な法的知見を有し、取締役会においてコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの観点から適宜質問を行うとともに、具体的な助言・提言を行っており、当社のガバナンス及びコンプライアンス体制の強化に重要な役割・責務を果たしております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を通じて、業務執行に対する監査機能を果たしております。
社外監査役　三　浦　　太	当事業年度開催の取締役会には15回の全てに出席及び監査役会には14回の全てに出席し、大手監査法人においてシニアパートナーを務めるなど公認会計士としての高度な専門的知見を有し、取締役会において財務会計及び内部統制の観点をはじめ幅広い視点から適宜質問を行うとともに、具体的な助言・提言を行っており、当社のガバナンス体制の強化に重要な役割・責務を果たしております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を通じて、業務執行に対する監査機能を果たしております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、監査計画の内容、品質管理の状況、職務遂行状況、監査法人の独立性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務の遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2023年８月15日に開催された取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を定める決議を行っており、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（a）各取締役は取締役会及び経営会議の場で他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について法令及び定款に適合しているかを監督します。

（b）コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたります。

（c）コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともにコンプライアンス担当部署を通じて定期的に社内指導を行い、これらの活動が取締役会及び監査役に報告される体制を構築します。

（d）社長に任命された内部監査人により、法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を実施し、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

（e）不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる仕組みとして内部通報規程を定め、内部通報窓口を設置することにより不正行為の早期発見と是正を図ります。

（f）法令・定款等の違反行為に対しては、懲戒規定に基づき厳正に処分します。

（g）反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（a）取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」等に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存します。また、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受けます。

（b）情報セキュリティについては「情報システム管理規程」に基づき、情報セ

キュリティに関する責任体制を明確にし、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する体制を構築します。

（c）会社の重要な情報の開示に関連する「適時開示規程」に基づき、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（a）リスク管理担当役員は、「リスク管理規程」に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門への啓蒙、指導を行います。

（b）各部門長は、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合、速やかにリスク管理担当役員に報告し、リスク管理担当役員は、迅速・的確に対応できる体制を構築し、取締役会及び監査役へ報告します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（a）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月１回程度開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に代表取締役、その他必要な取締役が十分な審議を行ったうえで、取締役会に諮るものとします。

（b）取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にして作成された中期経営計画及び総合予算を決定し、各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の具体的な行動計画の設定を行います。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次の業務管理及び改善活動を行います。

（c）取締役会は、中期経営計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督します。

（d）各管掌取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び年間計画に基づき効率的な職務執行を行い、年間計画の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告します。

（e）取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・役職管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮のもと行います。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備します。また当該使用人の取締役からの独立性と監

査役の指示の実行性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とします。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議体への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告することを周知徹底し、監査役は必要に応じて取締役または使用人に対し報告を求めることができるものとします。

また当社は監査役への報告・通報したことを理由として、当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないための諸規程を整備、周知します。

⑦監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会または監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的な意見交換会を開催します。また、監査役の求めに応じ、監査役と内部監査人及び会計監査人(株式公開前にあっては準金法監査を契約する監査法人)との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備します。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力等対策規程」において反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、金銭その他の経済的利益を提供しません。また「特殊暴力防止対策連合会」等へ加盟し、地元警察との連携、外部情報の収集を図り、反社会的勢力の徹底排除を図ります。

⑩業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（a）当事業年度において取締役会は12回、臨時取締役会は3回開催され、法令及び定款その他各種規定に基づき、経営上の重要な事項に関する審議・決議及び業務執行状況の監督を行っております。また、経営会議は24回開催され、各事業部の課題検討、各種施策の提案、結果の検証・報告を行い、効率的かつ効果的な事業運営を行っております。

（b）当事業年度においてコンプライアンス委員会を3回開催し、コンプライアンス、リスク管理上の課題について議論し、取締役会において報告しております。

（c）販売関連の法令遵守やハラスメント防止に関する研修を実施するとともに、内部通報制度や労務管理等に関する情報を定期的に役員及び社員に周知することで、コンプライアンスに関する知識と意識の向上を図っております。

（d）内部通報制度について、内部通報規程を定め内部通報窓口を設置しております。また、社外弁護士窓口を設けることで独立性の確保を図っております。

（e）当社は「反社会的勢力等対策規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」に従って、取引先、株主、役員、従業員に対して反社チェックを実施し、問題がないことを確認しております。

（f）当社では、各種規程について適宜見直しを行い、必要に応じて専門家の意見を取り入れながら、規程の改定や新設を実施しております。また、規程の改定や新設をした際には、従業員に対して内容の説明を行うとともに、従業員がいつでも閲覧できるように整備しております。

（g）内部監査人は、内部統制システムの整備及び運用状況について定期的にモニタリングを実施するとともに、必要に応じて代表取締役を通じて被監査部門に対し改善指導を行っております。

（h）監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席、代表取締役との意見交換、取締役等に対するヒアリングを通じて、経営状況や課題、コンプライアンス、リスク管理等に関する意見交換を行っているほか、重要書類の閲覧に加え、内部監査人や監査法人との定期的な意見交換を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を最重要視し、収益力の強化を図るとともに、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としております。ただし、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

現在、当社は成長途上にあるため、今後の事業展開と財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。なお、内部留保資金につきましては、新商品の開発、訴求力の高いプロモーション施策の実施、人材の採用・育成の強化などに優先的に充当し、事業拡大と事業基盤の強化を図っていく予定であります。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,430,227**	**流動負債**	**417,898**
現金及び預金	3,250,323	買掛金	64,034
売掛金	542,206	未払金	190,391
商品及び製品	432,014	未払費用	19,773
原材料及び貯蔵品	166,684	未払法人税等	71,614
前払費用	21,897	契約負債	324
その他	17,109	預り金	5,926
貸倒引当金	△8	賞与引当金	41,952
固定資産	**127,074**	株主優待引当金	1,380
有形固定資産	**39,565**	その他	22,503
建物附属設備	33,770	**固定負債**	**24,000**
減価償却累計額	△5,868	預り保証金	24,000
建物附属設備（純額）	27,902	**負債合計**	**441,898**
工具、器具及び備品	38,345	**純資産の部**	
減価償却累計額	△26,682	**株主資本**	**4,115,403**
工具、器具及び備品（純額）	11,662	資本金	172,627
無形固定資産	**18,813**	資本剰余金	1,585,627
特許権	704	資本準備金	96,877
商標権	4,619	その他資本剰余金	1,488,750
ソフトウエア	12,488	利益剰余金	2,357,148
その他	1,000	利益準備金	750
投資その他の資産	**68,696**	その他利益剰余金	2,356,398
出資金	10	繰越利益剰余金	2,356,398
長期前払費用	127		
繰延税金資産	45,459		
その他	23,099	**純資産合計**	**4,115,403**
資産合計	**4,557,302**	**負債純資産合計**	**4,557,302**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,666,835**
売上原価		**1,994,895**
売上総利益		**2,671,939**
販売費及び一般管理費		**1,995,064**
営業利益		**676,874**
営業外収益		
受取利息	7,385	
業務受託料	357	
その他	395	8,139
営業外費用		
株式交付費	65	
固定資産除却損	403	469
経常利益		**684,545**
税引前当期純利益		**684,545**
法人税、住民税及び事業税	188,150	
法人税等調整額	△40	188,109
当期純利益		**496,435**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	171,990	96,240	1,488,750	1,584,990	750	1,859,963
当期変動額						
新株予約権の行使	637	637		637		
当期純利益						496,435
当期変動額合計	637	637	—	637	—	496,435
当期末残高	172,627	96,877	1,488,750	1,585,627	750	2,356,398

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	株主資本合計	
当期首残高	1,860,713	3,617,693	3,617,693
当期変動額			
新株予約権の行使		1,275	1,275
当期純利益	496,435	496,435	496,435
当期変動額合計	496,435	497,710	497,710
当期末残高	2,357,148	4,115,403	4,115,403

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	６年～22年
工具、器具及び備品	２年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）	５年（社内における見込み利用可能期間）
特許権	8年
商標権	10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品及び製品の販売

商品事業においては、主に化粧品の企画製造ならびに販売を行っております。製品等の販売においては、主に完成した製品等を顧客に供給することを履行義務としており、製品等を引き渡す一時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得することから、当該製品等の引渡時点等で収益を認識しております。ただし、通信販売については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

返品については、過去のデータ等に基づき予想返品発生率を見積り、期末日時点で返品等が見込まれる対価を返金負債として計上し当該金額を控除して収益を認識しております。また、返金負債の決済時に顧客から製品等を回収する権利については、売上原価を認識せず、返品資産を計上しております。

② ロイヤリティ収入

サロンフランチャイズ事業においては、フランチャイズ契約等による契約相手先への商標等の使用のほか、経営指導、店舗運営支援、技術指導等の対価としてロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

③ 開業支援収入

サロンフランチャイズ事業においては、フランチャイズ加盟者の店舗開業支援の対価として開業支援収入が生じております。開業支援収入は、顧客との契約に基づき支払いを受けた金額を契約負債として計上し、履行義務が充足された時点でそれを収益として認識しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額（千円）
商品及び製品	432,014
原材料及び貯蔵品	166,684

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は商品事業の棚卸資産の評価について、品目ごとに正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額しております。なお、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、品目ごとに回転期間を計算し、一定の回転期間を超える棚卸資産を滞留在庫として帳簿価額を切り下げております。

棚卸資産の評価においては、直近の販売実績をベースに今後の需要予測を考慮して算定した販売見込数量及び販売価格を主要な仮定としております。

現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、流行や顧客の嗜好の変化、経済情勢の変化などにより見積りの前提となる販売計画の見直しや販売価格の急激な変化があった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,550,000	37,500	—	2,587,500

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加　　37,500株

(2) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第３回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第４回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減価償却超過額	10,192	千円
賞与引当金	13,223	〃
未払事業税	6,450	〃
返金負債	2,309	〃
資産除去債務	6,816	〃
その他	7,046	〃
繰延税金資産小計	46,038	千円
評価性引当金	—	〃
繰延税金資産合計	46,038	千円
繰延税金負債		
返品資産	579	千円
繰延税金負債合計	579	千円
繰延税金資産の純額	45,459	千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %
賃上げ促進税制による税額控除	△3.9 %
税率変更による影響額	△0.1 %
その他	0.8 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5 %

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金の余資運用について預金等の安全性の高い金融資産で運用することとし、デリバティブ取引を利用した投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた「与信管理規程」に基づき経営管理部が担当部署と連携して管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、営業債権について担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が必要に応じて資金繰り計画を作成するとともに、手許流動性を売上高の２ヶ月分以上相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち66.7％が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び当社の営業債権につきましては短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	商品事業	サロンフランチャイズ事業	
一時点で移転される財またはサービス	4,283,846	1,300	4,285,146
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	—	381,688	381,688
外部顧客への売上高	4,283,846	382,988	4,666,835

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2．重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩しております。当社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高または使用量に基づくロイヤリティについて、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　1,590円49銭

（2）１株当たり当期純利益　　192円53銭

9．重要な後発事象に関する注記

（有償ストック・オプション（新株予約権）の発行）

当社は、2026年９月14日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しました。その概要は次のとおりであります。

(1) 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び管理職従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、当社の2030年８月期における売上高に基づく業績達成条件を権利行使の条件として付しております。当該業績達成条件における最大目標である売上高100億円の達成は、当社が2025年10月15日に公表いたしました「事業計画及び成長可能性に関する事項」において掲げる2030年の売上高目標と同一であり、本新株予約権の行使条件を当該計画の達成と連動させることで、役職員の中期経営計画へのコミットメントを一層強化することを企図しております。

本新株予約権１個あたりの発行価額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、モンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定しております。

(2) 発行の概要

① 新株予約権の数
1,750個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式　175,000株（新株予約権１個あたり100株）

③ 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権１個あたり1,700円

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１株あたり1,460円

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
2030年12月１日～2033年９月30日

⑥ 新株予約権の割当日
2026年10月１日

⑦ 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	4名	442個
当社従業員	19名	1,308個

⑧ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（a）記載の資本金等増加限度額から、上記（a）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

(a) 新株予約権者は、2030年8月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、下記（イ）から（ハ）に記載した条件を満たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる行使可能割合を上限として本新株予約権を行使することができる。ただし、計算の結果、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（イ）売上高が6,000百万円を超過した場合　：行使可能割合33%

（ロ）売上高が8,000百万円を超過した場合　：行使可能割合66%

（ハ）売上高が10,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における条件の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(b) 権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(c) 新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(d) その他の行使条件及び権利喪失事由については、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

⑩ 新株予約権がすべて行使された場合における希薄化率

発行済株式総数2,587,500株に対して6.76%

なお、本新株予約権の詳細については、2026年9月14日付「有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社リップス
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　足　幸　男
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楢　崎　律　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リップスの２０２５年９月１日から２０２６年８月３１日までの第１９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び商品倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月26日

株式会社リップス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 本 橋 唯 志 ㊞

社外監査役 飯 野 泰 子 ㊞

社外監査役 三 浦 太 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
日本青年館ホテル　８階　カンファレンスルーム　ブルー



【交通のご案内】

東京メトロ銀座線	外苑駅前駅（２Ｂ出口）	徒歩５分
都営大江戸銀座線	国立競技場駅（Ａ２番出口）	徒歩10分
ＪＲ中央・総武線（各停）	千駄ヶ谷駅	徒歩12分
ＪＲ中央・総武線（各停）	信濃町駅	徒歩12分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。